

市内認可保育所におけるいじめ事案に係る検証報告について

1 概要

(1) 経緯

令和 7 年 4 月に市内の認可保育所卒園児（以下、「児童 A」（※）という。）の保護者（以下、「当該保護者」という。）から、児童 A が在園中に園内でいじめを受けた事案（以下、「本件」という。）について、当該保育所（以下、「園」という。）が適切に対応しなかったとの相談が本市にあり、横浜市児童福祉審議会の「保育所等における虐待担当部会」において、本件に関する園及び本市の対応について検証を行ってきました。

このたび、「保育所等における虐待担当部会」において本件に関する検証報告書がまとまりましたので、報告します。

【当該保護者から本市へ相談のあった事案】

	内容
事案①	・ 令和 7 年 3 月中旬に、児童 A が他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 ・ 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。
事案②	・ 令和 6 年 10 月に、児童 A の上に 6 人くらいの他の児童が乗ったため、児童 A は息ができなくなった。
事案③	・ 令和 6 年 10 月に、他の児童から児童 A に「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。
事案④	・ 令和 7 年 3 月上旬に、他の児童から児童 A に「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言があった。

1 概要

(2) 検証経過

※この表では、「保育所等における虐待担当部会」を「当部会」という。

日程	事柄	内容
3月18日(水)	当部会(第1回)開催	本件について当部会で検証することを決定
4月24日(金)	当部会(第2回)開催	事案の説明、課題の洗い出し、意見交換
5月13日(水)～ 5月26日(火)	保育園側及び行政へのヒアリング	こども青少年局監査課が実施
6月15日(月)	当部会(第3回)開催	当部会委員による保育園側及び行政への追加ヒアリング等
6月25日(木)	当該保護者への検証状況報告	
7月6日(月)	当部会(第4回)開催	当該保護者へのヒアリング
7月22日(水)	当部会(第5回)開催	報告書骨子について
8月28日(金)	当部会(第6回)開催	報告書案について

(3) 報告書の概要

- ・当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④のうち、事案①、③、④について、そのような事実があったことが確認されました。事案②については、そのような事実があったことは確認できませんでした。
- ・当該保護者から相談があった事案以外にも、2件の事案が確認されました。
- ・事実が確認された5件については、いずれも、未就学児のため、いじめ防止対策推進法が規定する「いじめ」には該当しませんが、年齢以外の要件は満たしており、「いじめに相当すると考えられる行為」であるとされました。
- ・本件における園や本市の対応の問題点を検証のうえ、再発防止のための提言もいただいています。

2 事実関係

(1) 当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④について

事案	確認状況
【事案①】 - 令和7年3月中旬に、児童Aが他の児童から、「死ね、バカ、嫌い」と書かれた手紙を受け取った。 - 園から当該保護者に当該事案の報告がなかった。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 令和7年3月13日に、児童Aが他の児童から折り紙に「しね ばか だいきらい」と書かれた手紙を受け取った。 - 手紙は処分されておらず、現在も園内で保管されている。
【事案②】 令和6年10月に、児童Aの上に6人くらいの他の児童が乗ったため、児童Aは息ができなくなった。	そのような事実があったことは確認できなかった。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 当該保護者から連絡アプリで問い合わせがあった当日に、担任を含めた職員に聴き取りをしたが、上に乗るという事案は一切なかった。その旨を当日に口頭で担任から当該保護者に伝えた。 - 令和7年11月～12月頃に、局から再度確認依頼があった時、改めて法人から園に確認したが、本件事案があったことは法人として確認できなかった。

2 事実関係

(1) 当該保護者から本市へ相談のあった事案①から事案④について

事案	確認状況
【事案③】 令和6年10月(※)に、他の児童から児童Aに「太っている」などの容姿を揶揄する発言があった。 ※時期については、令和7年10月の当該保護者からの相談では令和6年10月とされていたが、令和8年3月に当該保護者から提出された申入書では「令和6年夏以降」とされている。時期については、園側から異論は出ていない。	詳細については不明確な面もあるが、当該クラスの中で、児童Aに対しても「太っている」等の容姿に関する発言があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 他の児童から児童Aに「太っている」というような発言があったことは認識している。言った児童にはその場で注意しており、当該保護者にも伝えている。 - 容姿に関する発言に関しては担任が「そういうことを言うとうるさいになるだろう」と投げかけ、「その言葉は使ってはいけない言葉である」という指導はしていた。
【事案④】 令和7年3月上旬に、他の児童から「母親を殺してやる」、「ママを消す」等の発言をされた。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 令和7年3月11日頃に、児童Aが他の児童から「ママ消えればいいのに」と言われた。 - 発言した児童に対して、担任がその場で指導を行い、発言した児童は児童Aに謝った。 - 事案が起きた当日に、園から双方の保護者に説明した。

2 事実関係

(2) 事案①から事案④以外に確認された事案について

事案	確認状況
【事案⑤】 令和7年3月の卒園を間際に控えた頃、給食を食べる前に、同じテーブルに児童Aと他の児童が座っていた。その際に、故意ではないが、児童Aの唾が他の児童にかかった。他の児童は、唾をかけられたと思い、「キモイ」と言った。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側から聴取した主な内容＞ - 発言を聞いた職員がすぐに介入して、何が起きたか2人に説明してもらった。 - 他の児童は唾をかけられて嫌だったから言ってしまったと言った。職員は、「だからといってその言葉は相手が傷つくので違う言葉で言おうね」と話した。
【事案⑥】 令和7年の卒園を間際に控えた頃、他の児童が児童Aに何度か「ゴキブリをつけてやる」という発言を行った。	そのような事実があったことが確認できた。 ＜園側の文書から確認した主な内容＞ 児童Aと他の児童の双方に対して職員が助言、指導を行い、双方の保護者にも状況の説明を行った。

3 本件における園の対応の問題点(要旨)

- (1) 本件が園によるネグレクトに該当するか
 - ・ 3 ページから 4 ページの「2 事実関係について」で確認された事実（事案②は除く）は、いずれも、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義における「児童等」（小学生から高校生まで）以外の要件を満たしており、報告書では、「いじめに相当すると考えられる行為」と表現する。
 - ・ 児童Aと他の児童との間に生じた行為において、園はそのつど、児童の話を聞いて指導するなど、一定程度の介入をおこなっており、ネグレクトには該当しない。
- (2) 保護者への迅速かつ適切な報告
こどもが「しね ばか だいきらい」という手紙を他の児童からもらうという重大な出来事であるにも関わらず、園は、発生から約 2 週間後に当該保護者に聞かれてから初めて報告しており、事案の重大性について認識が欠けていた。
- (3) こども同士のいじめに相当すると考えられる行為に対する認識
こども同士の行為について、園または法人として、認識が不足している部分が見受けられた。
- (4) 保護者との日常的なコミュニケーション
面談時のみならず日頃から児童Aの様子をこまめに伝えるなど、園は、当該保護者との丁寧なコミュニケーションを心がけるべきだった。

4 本件における本市の対応の問題点(要旨)

【区の対応】

- (1) 区から園への情報伝達や指導の方法
立入調査の目的や、手紙の件についての口頭指導の有無など、基本的な部分で双方の認識が食い違っており、区の意図が園に正確に伝わっていなかった。
- (2) 保護者の気持ちに寄り添った対応
区として、当該保護者の意図を汲んで、園との間に入って双方の仲立ちをするなど、当該保護者の気持ちに寄り添った対応を行うべきだった。
- (3) 保護者へのフォローアップ体制
区は、当該保護者に送ったメールの返信を待つという受け身な姿勢ではなく、しばらく返信がなければ電話で確認する等のフォローアップを行うことが望ましかった。

【局の対応】

- (1) 口頭指導の方法
局が園に対して電話で行ったとされる口頭指導について、園には口頭指導を受けたという認識が無く、局の電話の意図は園にほとんど伝わっていなかった。
- (2) 指導案件の「終結」の判断方法
運営指導マニュアルに沿った対応（口頭指導案件については基本的に区で終結を判断）だったが、ルール自体の見直しが必要。

5 再発防止のための提言

(1) こども同士の関わりに関する理解の促進

- ・市として、幼児の理解についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- ・市として、こども同士のいじめに相当すると考えられる行為や、こども同士の不適切な関わりについて、実際に起きた事例をとりまとめて市内の保育所等に共有し、各園の研修等での活用を促すこと
- ・市内の保育所等においては、こども同士の関わり方や保育者の介入方法について、研修や日々の保育を通じて、保育者同士の意見交換を随時行い、異変に気づきやすい環境を作ること

(2) 園による保護者への迅速・適切な報告や保護者との円滑なコミュニケーションを推進できる仕組みづくり

- ・市として、保育所等の危機管理や「報・連・相」、保護者とのコミュニケーション等についての研修を実施し、市内の保育所等の受講を促進すること
- ・市内の保育所等においては、異変の察知、園長や法人への報告・連絡・相談、保護者への報告について、マニュアル等で手順を定めること
- ・市内の保育所等においては、各園や法人で実施している研修の方法を工夫し、動画の視聴等に留まらず、保育者同士が積極的に意見交換や日々の保育の振り返りを行えるような、より実践的な研修を行うこと

(3) 市職員が保護者に寄り添った対応を行える体制の構築

市として、区や局の職員を対象に、相手の立場に立って考える共感力、傾聴力、保護者と保育所等の間に入って円滑に調整するスキル等、総合的な対応力を高められるような研修を行うこと

5 再発防止のための提言

- (4) 保育所等への口頭指導方法の見直し等
 - ・口頭指導の方法について改善を図ること
 - ・保育所等への運営指導を行った際の「終結」の判断方法について見直しを行うこと
- (5) 児童及び保護者に対する支援
市として、児童と保護者が、それぞれの状況に合わせて、区役所などの関係機関から適切なサポートを受けられるよう、支援すること
- (6) 保育の質の向上に向けた人材確保
市として、保育士と幼稚園教諭の養成校や市内保育所等と連携して、保育の質の向上に向けた人材確保の取組を引き続き進めること